

創価大学糖鎖生命システム融合研究所共同利用・共同研究の申請及び利用に関する内規

(趣旨)

第1条 創価大学糖鎖生命システム融合研究所規程第2条に基づき、創価大学糖鎖生命システム融合研究所における共同利用・共同研究の公募及び利用方法について定める。

(定義)

第2条 創価大学糖鎖生命システム融合研究所は以下、「研究所」という。

- 2 共同利用をする者を以下「共同利用者」といい、共同研究をする者を以下「共同研究者」という。
- 3 共同利用を希望する者は以下「共同利用希望者」といい、共同研究を希望する者を以下「共同研究希望者」という。
- 4 共同利用・共同研究を希望するもので、申請した者を以下「申請者」という。
- 5 創価大学糖鎖生命システム融合研究所共同利用・共同研究拠点審査委員会を以下「審査委員会」という。

(対象)

第3条 研究所の共同利用・共同研究の対象は以下の者とする。

- 2 大学、公的研究機関に所属し、公益性の高い研究・教育を行おうとする者で、研究所の目的に適っていること。また前述の者を申請者として、研究員、大学院生が利用することも可能とする。
- 3 共同研究は、上記に加え、博士またはそれに準ずる研究者であり、共同研究の成果を原則として公開することを了承していることとする。

(共同利用)

第4条 研究所は、データベース及びサーバー等の機器設備を公開し、国内外の多くの研究者が利用、または技術指導が受けられるように随時公募する。

- 2 共同利用者は本学の規程を遵守しなければならない。

(共同研究)

第5条 研究所は、糖鎖研究・解析に関する共同研究者を年に1回公募をする。

- 2 共同研究者には、共同研究に必要な旅費・消耗品等を支給する。
- 3 共同研究者は、前条に基づき、共同利用の機器設備を使用することができる。
- 4 共同研究者は本学の規程を遵守しなければならない。

(公募方法)

第6条 共同利用者・共同研究者を国内外に公募する。

- 2 研究所のホームページで公募要項・指定の申請用紙を公開する。
- 3 施設利用日の2ヵ月前までに希望者より申請用紙を受理し、審査をする。

(審査・採否通知)

第7条 共同利用者・共同研究者の採否は、以下のとおり審査し、決定する。

- (1) 希望者からの申請用紙に基づき、審査委員会にて審査を行う。
- (2) 採否の結果を申請者へ通知する。
- (3) 共同研究は、指定された期日までに申請書を受理し、審査委員会にて審査し、採否の結果を申請者へ通知する。

(利用資格期限)

第8条 共同利用・共同研究に採用となった者の資格は、以下とする。

- (1) 共同利用は、1日から最長で1週間までとする。
- (2) 共同研究は、採択日から年度末とする。なお同一研究課題で継続を希望する場合は、次年度以降に再申請することができ、最長で合計3年までとする。

(研究成果の報告・公表)

第9条 共同研究者は、共同研究期間終了後に「共同究報告書」(指定様式)を研究所へ提出する。

- 2 共同研究の成果を共同研究者が論文を発表する際、「本研究は、創価大学糖鎖生命システム融合研究所共同研究費の支援を受けて実施された」と明記しなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第10条 共同研究によって生じた知的財産は、共同研究者の所属する機関に帰属する。但し、研究所

が同等の知的貢献が認められる場合は、研究所と協議するものとする。

附 則

この内規は、令和3年1月4日から施行し、令和3年1月1日に遡及して適用する。